

令和 2 年

西川町議会第 2 回定例会議案書

会 期 日 程

令和2年第2回定例会

月日(曜)	本 会 議	委 員 会 等
6月3日 (水曜日)	<p>午前9時30分開会・開議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議会諸報告 4 行政報告 5 議案の上程 6 提案理由の説明 7 人事案の審議・採決 8 請願の常任委員会付託 <p>(散 会)</p>	<p>議会全員協議会</p> <p>本会議終了後開会・開議 (閉 会)</p>
6月4日 (木曜日)	<p>午前9時30分開議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般質問 <p>(散 会)</p>	<p>常任委員会</p> <p>本会議終了後開会・開議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務厚生常任委員会 1 産業建設常任委員会 <p>(閉 会)</p> <p>総務厚生・産業建設常任委員会終了 後開会・開議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報公聴常任委員会 <p>(閉 会)</p>
6月5日 (金曜日)	<p>午前9時30分開議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議案の審議・採決 2 令和元年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 3 第29期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について 4 第14期株式会社米月山の経営状況の報告について 5 請願の審査報告 6 閉会中の継続調査申出 <p>(閉 会)</p>	

議 事 日 程

議事日程第1号

令和2年6月3日(水)午前9時30分開会・開議

- | | | |
|------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議会諸報告 | |
| 日程第4 | 行政報告 | |
| 日程第5 | 議案の上程 | |
| | 同意第 5号 | 西川町町有林運営委員会委員の任命について |
| | 議第 28号 | 西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて |
| | 議第 29号 | 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について |
| | 議第 30号 | 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議第 31号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議第 32号 | 西川町水道給水条例等の一部を改正する条例の設定について |
| | 議第 33号 | 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議第 34号 | 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議第 35号 | 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議第 36号 | 令和2年度西川町一般会計補正予算(第3号) |
| | 議第 37号 | 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 議第 38号 | 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 議第 39号 | 令和2年度西川町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第6 | 提案理由の説明 | |
| 日程第7 | 人事案の審議・採決 | |
| | 同意第 5号 | 西川町町有林運営委員会委員の任命について |
| 日程第8 | 請願の常任委員会付託 | |

(散 会)

同意第5号

西川町町有林運営委員会委員の任命について

次の者を西川町町有林運営委員会委員に任命することについて、西川町町有林運営委員会規則(昭和31年3月町規則第1号)第2条第2項の規定により、同意を求める。

西川町町有林運営委員会規則第2条第1項第3号委員

住 所 西川町大字沼山 136 番地の乙

氏 名 荒 木 俊 男

生年月日 昭和 11 年 4 月 3 日

提 案 理 由

西川町町有林運営委員会委員(学識経験者)宮林昌弘は、令和2年4月8日をもって辞任したので、その後任者を任命するため、提案するものである。

令和2年6月3日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 28 号

西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて

西川町過疎地域自立促進計画の一部を次のとおり変更するものとする。

西川町過疎地域自立促進計画(平成 28 年 3 月)の表中

「

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(3) 児童福祉施設 保育所	にしかわ保育園維持補修工事 空調機更新工事	町	

」

を

「

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
(1) 高齢者福祉施設 老人ホーム	老人保護措置費 西村山広域老人ホーム(明鏡荘)分担金	町	
(3) 児童福祉施設 保育所	にしかわ保育園維持補修工事 空調機更新工事	町	

」

に改める。

提 案 理 由

西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 6 条第 7 項により準用する同条第 1 項の規定により、提案するものである。

令和 2 年 6 月 3 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 29 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
設定について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように
制定する。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(西川町監査の執行に関する条例の一部改正)

第 1 条 西川町監査の執行に関する条例(昭和 39 年 3 月町条例第 6 号)の一部を次のように改
正する。

第 4 条中「第 243 条の 2 第 3 項の規定に」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による」に
改める。

(西川町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 西川町病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年 3 月町条例第 9 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 4 条中「第 243 条の 2 第 4 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(西川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 西川町水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年 3 月町条例第 12 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、提案するもので
ある。

令和 2 年 6 月 3 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 30 号

西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

西川町固定資産評価審査委員会条例(昭和 38 年 3 月町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 1 項第 2 号中「情報通信技術利用法第 4 条第 1 項」を「情報通信技術活用法第 7 条第 1 項」に、「同項」を「情報通信技術活用法第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、提案するものである。

令和 2 年 6 月 3 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 31 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年 5 月町条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条」を「第 17 条」に改める。

第 14 条中「年 3 パーセント」を「年 3 パーセント以内で町長が定める率」に改める。

第 4 章中第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 1 項中「(又は、半年賦償還)」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予」を「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」に、「第 11 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの」を「第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の」に改め、同条を第 16 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(保証人)

第 15 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため、提案するものである。

令和 2 年 6 月 3 日提出

西川町長 小 川 一 博

議第32号

西川町水道給水条例等の一部を改正する条例の設定について

西川町水道給水条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町水道給水条例等の一部を改正する条例

(西川町水道給水条例の一部改正)

第1条 西川町水道給水条例(平成10年3月町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

(西川町水道分担金徴収条例の一部改正)

第2条 西川町水道分担金徴収条例(昭和43年12月町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、規定の整備を図るため、提案するものである。

令和2年6月3日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 33 号

西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について

西川町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町町税条例の一部を改正する条例

(西川町町税条例の一部改正)

第 1 条 西川町町税条例(昭和 37 年 3 月町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 60 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 60 条の 3 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 61 条第 1 項中「第 58 条の 2 又は」を「第 60 条若しくは」に、「に」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 7 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」を「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条又は第 62 条」に、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」を「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条若しくは第 62 条」に改める。

附則第 7 条の 2 の見出し中「法附則第 15 条第 47 項」を「法附則第 15 条第 41 項等」に改め、同条中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する町の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

3 法附則第 62 条に規定する町の条例で定める割合は、0 とする。

附則第 7 条の 3 を削り、附則第 7 条の 4 を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 12 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 19 条 第 6 条の 3 第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

第 2 条 西川町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第 7 条中「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に、「第 61 条若しくは第 62 条」を「第 63 条若しくは第 64 条」に改める。

附則第 7 条の 2 第 3 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第20条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第61条第1項の改正規定及び第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産の現所有者申告の制度化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による納税者等への影響緩和を図るための措置を講じるため、提案するものである。

令和2年6月3日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 34 号

西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

西川町国民健康保険条例(平成 12 年 3 月町条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次の各号に掲げる者」を「児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模居住型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治 29 年法律第 89 号)の規定による扶養義務者のいない者」に改め、同条各号を削る。

第 5 条中「注 8」を「注 9」に改める。

附則を附則第 1 条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 3 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第 2 条 給与等(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その金額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。)の 3 分の 2 に相当する金額(その金額に 50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えないときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第 3 条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第 2 項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

提 案 理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴い規定の整備を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染が疑われる被保険者に対する傷病手当金を支給するため、提案するものである。

令和2年6月3日提出

西川町長 小 川 一 博

議第 35 号

西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

西川町後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年 3 月町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 7 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染が疑われる被保険者に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付けるため、提案するものである。

令和 2 年 6 月 3 日提出

西川町長 小 川 一 博

議 事 日 程

議事日程第2号

令和2年6月4日(木)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

(散 会)

議 事 日 程

議事日程第3号

令和2年6月5日(金)午前9時30分開議

- 日程第1 議案の審議・採決
- 議第 28号 西川町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて
 - 議第 29号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
 - 議第 30号 西川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 31号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 32号 西川町水道給水条例等の一部を改正する条例の設定について
 - 議第 33号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 34号 西川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 35号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第 36号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第3号)
 - 議第 37号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 議第 38号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議第 39号 令和2年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第2 報告第 2号 令和元年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 報告第 3号 第29期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程第4 報告第 4号 第14期株式会社米月山の経営状況の報告について
- 日程第5 請願の審査報告
- 日程第6 閉会中の継続調査申出

(閉 会)

報告第2号

令和元年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和元年度における西川町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和2年6月3日提出

西川町長 小 川 一 博

令和元年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入	未収入		分担金及び 負担金	
						特定財源	国県支出金		
6 農林水産業費	1 農業費	園芸振興対策事業	31,359,000	21,871,000		13,033,000		1,093,000	7,745,000
6 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	560,000	560,000		500,000			60,000
7 商工費	1 商工費	観光施設管理整備事業	60,000,000	23,150,000	23,150,000				
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業	15,000,000	15,000,000		9,405,000			5,595,000
10 教育費	1 教育総務費	教育用コンピュータ整備事業	20,624,000	20,624,000		5,691,000	9,200,000		5,733,000
合 計			127,543,000	81,205,000	23,150,000	28,629,000	9,200,000	1,093,000	19,133,000

令和2年5月31日提出

西川町長 小川 一博

報告第3号

第29期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、第29期における西川町総合開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和2年6月3日提出

西川町長 小 川 一 博

(別紙)

- 1 事業報告書
- 2 収支計算書
- 3 貸借対照表

報告第4号

第14期株式会社米月山の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、第14期における株式会社米月山の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和2年6月3日提出

西川町長 小 川 一 博



令和2年6月3日

議長 古澤 俊一 殿

議会運営委員会

委員長 伊藤 哲治



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 本会議の会議日程等議会の運営に関する事項
- 2 期 限 次期定例会まで